

藤崎町中学校部活動地域展開推進計画

藤崎町教育委員会

令和8年9月

はじめに

令和 8 年 9 月
藤崎町教育委員会

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教職員の献身的な支えによりスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっています。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなると考えられます。

令和 5 年度から令和 7 年度までの「改革推進期間」が終了することを受け、文部科学省は、令和 7 年 1 2 月に「部活動改革及び新たな地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、これまで部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で支え、より豊かで幅広い活動を可能とする改革の理念等を的確に表現するため、「地域移行」から「地域展開」へ名称を変更しています。また、令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進していくこととしています。

部活動については、当町においても、少子化に伴って部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでおり、今後も更に少子化が進むことが見込まれていることから、全ての生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境を整えるとともに、休日の部活動の在り方を見直すことで、生徒がそれぞれの希望に応じて多様な活動を選択し、取り組むことができる環境を整える必要があります。

藤崎町教育委員会では、これらの国の動向や県内各市町村の取組状況等を踏まえ、改革実行期間における持続可能なスポーツ・文化芸術活動の振興と生徒の自主的・自発的な活動の充実を図るため「藤崎町中学校部活動地域展開推進計画」を策定するものです。

1. 基本方針

- (1) 藤崎町教育委員会が改革の責任主体となり、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を行う。
特に地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展＋新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に行う。
- (2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有する。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る。
- (3) 地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。
- (4) 幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組む。
- (5) 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていく。また、指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいのある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開する。

2. 地域展開への考え方

- (1) 地域クラブ活動のあり方について

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することを目指す。

また、地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、藤崎町の実情等に応じた適切な形態等で実施する。

- (2) 地域クラブ活動に関する認定制度

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム等との区別や質の担保等の観点から、ガイドラインに示す認定要件及

び認定手続等に基づき、藤崎町において認定を行う仕組みを構築する。認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称し、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することを目指す。

〔認定制度の概要（認定要件・認定手続等）〕

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

※地域の実情に応じて、上記に加えて藤崎町教育委員会独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意する。

【認定手続等】

- ・地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて藤崎町教育委員会に提出。藤崎町教育委員会は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。
- ・認定の有効期間は、最長３年間の範囲内で、地域の実情に応じて藤崎町教育委員会において設定。
- ・藤崎町教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

3. 藤崎町における中学校部活動の状況

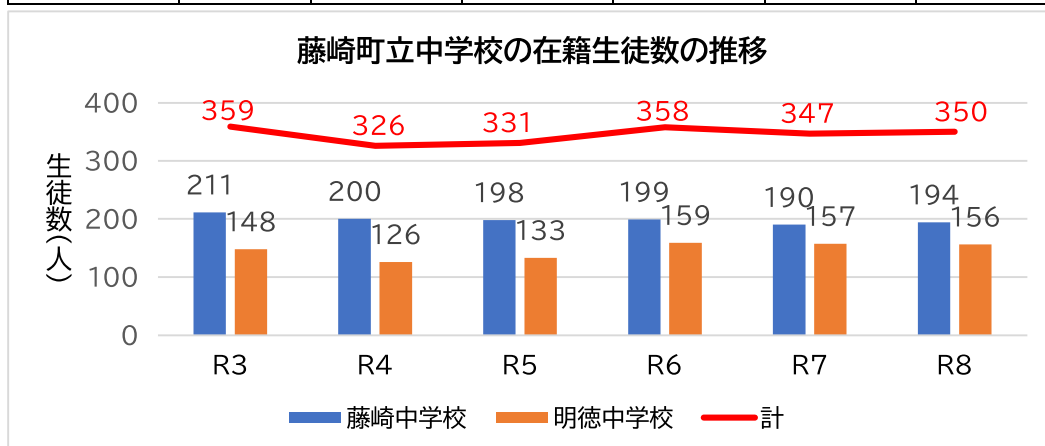
(1) 生徒数の推移

町内の中学校の生徒数（1～3学年）は、令和3年度から令和8年度までの6年間で下表のとおり推移している。令和3年度から令和8年度においては増減を繰り返しば横ばいになっているが、令和3年度以前の在籍生徒数と比べると本町においても少子化が進んでいる状況である。

【在籍生徒数】

引用：各校学校要覧

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
藤崎中学校	211	200	198	199	190	194
明德中学校	148	126	133	159	157	156
計	359	326	331	358	347	350

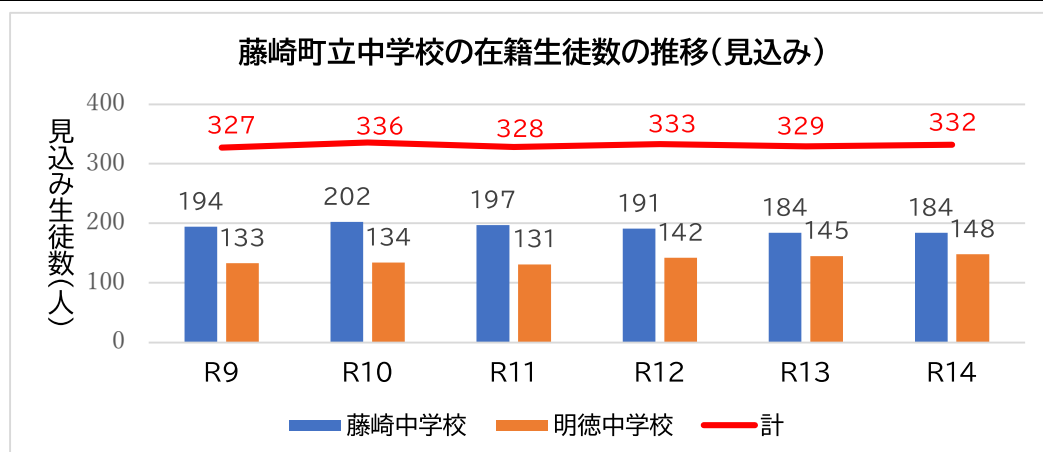


また、令和8年度の小・中学校の各学年の児童生徒数を基に令和9年度以降の中学校の生徒数を試算すると、令和9年度から令和14年度までの6年間で次表のとおり推移している。

【在籍生徒数】

引用：各校学校要覧

	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14
藤崎中学校	194	202	197	191	184	184
明德中学校	133	134	131	142	145	148
計	327	336	328	333	329	332

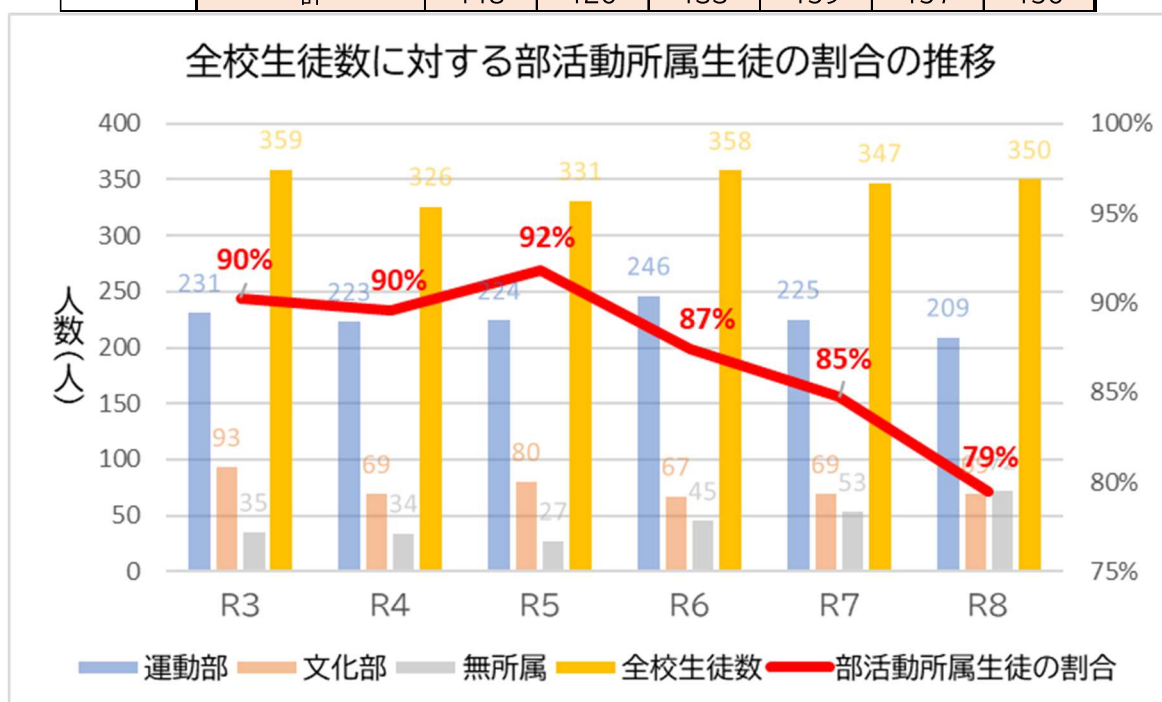


(2) 全校生徒数に対する部活動所属生徒数の推移

部活動に所属している生徒数の割合は令和3年度から令和8年度の6年間で90%から79%まで減少している。このことから部活動に所属しない生徒の割合が増え、運動部・文化部ともに部員の確保が難しい状況が今後も続いていくことが想定される。

各中学校の部活動所属人数の推移

部活動所属人数		R3	R4	R5	R6	R7	R8
藤崎中学校	野球	16	14	10	14	16	14
	陸上	23	18	20	21	23	22
	ソフトテニス	38	46	46	46	38	34
	サッカー	2	廃部				
	バスケットボール	32	28	28	24	15	16
	卓球	30	29	26	31	31	32
	吹奏楽	23	15	21	17	22	22
	創作活動	22	26	28	26	20	18
	無所属	25	24	19	20	25	36
計		211	200	198	199	190	194
明德中学校	野球	6	8	14	20	18	15
	陸上	27	25	25	26	20	24
	バスケットボール	9	廃部				
	バドミントン	21	16	21	24	25	18
	卓球	27	39	34	40	39	34
	吹奏楽	33	19	22	12	14	15
	美術	15	9	9	12	13	14
	無所属	10	10	8	25	28	36
	計	148	126	133	159	157	156



4. 藤崎町における部活動の地域展開の必要性

藤崎町においても、今後更に少子化が進むことが見込まれ、部活動に加入する生徒数の減少が進んでいく中であっても、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、部活動の地域展開を推進していく必要がある。

5. 藤崎町教育委員会における部活動の地域展開に係る今後の取組等

(1) 基本的な考え方

部活動の地域展開については、生徒や保護者の理解を得るためにも、近隣の市町村と足並みを揃えて進めていく必要がある。また、国が示す改革実行期間（令和8年度～令和13年度）においては、国の事業の活用などにより、各部活動の地域展開を図る。

更に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して取り組むことができる環境を整えとともに、生徒が休日を利用してより多様な活動に取り組むことができる環境を整えることが必要である。

これらのことから、持続可能なスポーツ・文化芸術活動の振興と生徒の自主的・自発的な活動の充実が図られるようにするため、部活動の地域展開に取り組むものとする。

(2) 部活動の地域展開に向けた対応

① 藤崎町の目指す姿

藤崎町において、改革推進期間（令和5年度～令和7年度）における検討や取組をもとに、部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、改革実行期間（令和8年度～令和13年度）の前期（令和8年度～令和10年度）内に、原則、全ての部活動において休日の地域展開の実現を目指す。部活動を行う場合、教員の指導による活動は、休日は行わないことを基本とし、部活動指導員の配置や合同部活動等の「地域連携」に取り組む。部活動指導員の配置が難しい場合であっても、オフシーズン期間の休日は教員の指導による部活動は行わないなど、教員の働き方に留意する。

また、前期終了年度内には、それまでの期間における進捗状況等について中間評価を行い、後期（令和11年度～令和13年度）においてその結果を踏まえた取組を推進する。

なお、特殊事情などで休日の地域展開の実施が困難な部活動についても、当面の対応として、合同部活動等の地域連携の取組を推進する。併せて、部活動ごとの課題と必要な対策を整理し、地域展開に向けて引き続き検討する。

平日の地域展開については、国の取組状況等を参考としながら、可能な部活動から改革実行期間において実現を目指す。

※部活動の実施に当たっては、休日に部活動を行わない場合においても、平日は少なくとも1日の休養日を設定する。

②令和8年度～令和13年度 of 取組

ア 検討協議会 of 開催

「藤崎町地域部活動検討協議会」を開催し、藤崎町における地域展開に係る取組状況や課題検討の実施方法等について情報共有を図るなどし、課題のあらいだし、及び課題解決策の検討を行う。

イ 推進計画（方針等） of 策定

部活動 of 地域展開に向け、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校 of 設置・管理運営を担う部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等 of 関係者で構成する検討協議会では、各学校における部活動 of 地域展開に向けて、指導者の確保や受け皿となる運営団体等 of 有無など of 実態を把握するとともに、地域 of 関係団体等と連携して、県 of 推進計画を参考に、地域展開に向けた推進計画（方針等）を作成する。また、必要に応じて推進計画を見直す。

ウ 共通理解を図るための情報発信

ア of 推進計画（方針等）について、藤崎町は学校とともに、教職員、生徒・保護者、地域に対して、説明会等 of 実施などにより、情報を発信し理解を図る。

エ 地域展開に係る検討

藤崎町は学校とともに、各学校における部活動ごとに、地域スポーツ・文化芸術等関係団体の協力を得ながら地域展開に向けて指導者を含めた受け皿となる運営団体等について検討し、部活動 of 地域展開に係る課題と対策を整理する。

オ 地域展開等の開始

藤崎町は学校とともに、改革推進期間（令和5年度～令和7年度）における検討や取組をもとに、部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、改革実行期間（令和8年度～令和13年度） of 前期（令和8年度～令和10年度）内に、原則、全ての部活動において休日の地域展開 of 実現を目指す。部活動を行う場合は、教員の指導による活動は、休日は行わないことを基本とし、合同部活動等の「地域連携」に取り組む。部活動指導員の配置が難しい場合であっても、オフシーズン期間 of 休日は教員の指導による部活動は行わないなど、教員の働き方に留意する。

また、前期終了年度内には、それまでの期間における進捗状況等について中間評価を行い、後期（令和 11 年度～令和 13 年度）においてその結果を踏まえた取組を推進する。

なお、特殊事情などで休日の地域展開が困難な部活動についても、当面の対応として、部活動指導員等の積極的な配置を進める。また、多様な活動を実施することや他年代の活動に参加できる体制づくりを含めた合同部活動や地域連携の方法を検討する。その上で、引き続き、地域展開に向けた課題の解消方策について検討する。

平日の地域展開については、国の取組状況等を参考としながら、可能な部活動から改革実行期間において実現を目指す。

カ 地域クラブ活動の認定等

国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、藤崎町において認定を行う仕組みを構築し、地域クラブ活動の認定を行うとともに、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧を実施する。

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定について（通知）及び添付資料（文部科学省 令和 7 年 12 月 22 日付）を参照

キ 経済的困窮世帯への支援

経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブ活動に参加する場合は、参加に係る費用の支援方策について国の動向を確認するとともに、検討を進める。

ク 地域クラブ活動指導者の確保

地域クラブ活動における指導者を確保するために、スポーツ協会や地域の関係団体へ指導人材の声かけを行うほか、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の資質向上等を図る。

ケ 中間評価の実施

改革実行期間前期終了年度内に、それまでの期間における改革の進捗状況等について「中間評価」を実施する。その結果を踏まえ、後期において更なる改革を推進する。

6. 今後のスケジュール

(藤崎町立中学校における部活動改革実行期間(R8～R13)における部活動の目指す姿)

		前期			後期		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
野球部	休日	地域クラブ					
	平日	学校部活動		地域クラブ			
陸上部	休日	学校部活動	地域クラブ				
	平日	学校部活動	地域クラブ				
卓球部	休日	学校部活動		地域クラブ			
	平日	学校部活動				地域クラブ	
バスケットボール部	休日	学校部活動	地域クラブ				
	平日	学校部活動	地域クラブ				
ソフトテニス部	休日	学校部活動		地域クラブ			
	平日	学校部活動				地域クラブ	
バドミントン部	休日	学校部活動		地域クラブ			
	平日	学校部活動				地域クラブ	
吹奏楽部	休日	学校部活動		地域クラブ			
	平日	学校部活動					地域クラブ
創作活動部 美術部	休日	学校部活動		地域クラブ			
	平日	学校部活動					地域クラブ
休日の地域クラブ化率		11%（1／8）	33%（3／8）	100%（8／8）	100%（8／8）	100%（8／8）	100%（8／8）
平日の地域クラブ化率		0%（0／8）	25%（2／8）	37%（3／8）	37%（3／8）	75%（6／8）	100%（8／8）

※青森県公立中学校における部活動の地域展開推進計画[第2版]より休日の地域展開は令和10年度まで、休日・平日も含めた地域展開は令和13年度までの完了を目指すこととしているので、藤崎町も県の目標にならい、当該年度における地域展開を目指すものとする。

※令和8年8月12日付けで各中学校に依頼した取組状況調査の回答結果から、指導人材の見込み人数等を勘案して地域クラブ化の目標年度を設定した。